

2022年度 教員採用試験対策

オープンセサミシリーズ参考書 教職教養Ⅱ 正誤表

(2021.2.10)
現在判明分

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。

<誤>

p.275

(5)

地方公務員法第 22 条(条件付採用及び臨時的
任用)第 1 項

→

上記の条文 ※右に差し替え

→

<正>

地方公務員法第 22 条の 3(臨時的任用)

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿(第 21 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する第 21 条第 1 項に規定する昇任候補者名簿を含む。)がないときは、人事委員会の承認を得て、6 月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を 6 月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

東京アカデミー編集部
(ティーエーネットワーク)